

正誤表

「認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関 申請要項」について、記載内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

記

認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関 申請要項 (5～6頁)

別表1 機関認定の要件と審査項目

V. 講師 1. 講師要件

正	誤
<p>1. <u>講師は以下に該当していること。</u></p> <p>①講師の中で1人以上は開講する認定理学療法士分野の認定理学療法士、もしくは、関連した専門理学療法士を有していること。</p> <p>②認定・専門理学療法士を有していない理学療法士が講師を行う場合、登録理学療法士を有していること。</p> <p>③当該科目・分野において理学療法実践力を有する者（認定・専門理学療法士を有する、もしくは、その認定理学療法分野における臨床実践経験があることが望ましい）。</p> <p>④当該科目・分野においてに教育上の能力を有する者（認定・専門理学療法士を有する、もしくは、当該科目・分野における教育経験があることが望ましい）。</p> <p>⑤<u>理学療法士以外が講師を行う場合は、</u>上記と同等以上の能力が認められた者。</p> <p>2. 演習の補助を行う講師は登録理学療法士を有していること。</p>	<p>1. 講師は<u>以下のいずれかに該当していること。</u></p> <p>①講師の中で1人以上は開講する認定理学療法士分野の認定理学療法士、もしくは、関連した専門理学療法士を有していること。</p> <p>②当該科目・分野において理学療法実践力を有する者（認定・専門理学療法士を有する、もしくは、その認定理学療法分野における臨床実践経験があることが望ましい）。</p> <p>③当該科目・分野においてに教育上の能力を有する者（認定・専門理学療法士を有する、もしくは、当該科目・分野における教育経験があることが望ましい）。</p> <p>④<u>上記と同等以上の能力が認められた者。</u></p> <p>⑤認定・専門理学療法士を有していない理学療法士が講師を行う場合、登録理学療法士を有していること。</p> <p>2. 演習の補助を行う講師は登録理学療法士を有していること。</p>

以上